

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和2年6月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20200618	有限会社三鉄建設 (法人番号 6420002005668) 代表者 三上鉄則	青森県青森市浪岡 大字銀字杉田116番 地1	本社営業所	青森県青森市浪岡大字 銀字杉田116番地1	輸送施設の使用停 止(100日車)及び文 書警告	貨物自動車運送事 業法第17条第4項	令和元年5月9日、監査方針を端緒として監査を実 施した結果、8件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則 (以下「安全規則」)第7条第1項)、(2)点呼の記録義 務違反(安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録[不 実記載]義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)乗務 等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(5)運 転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1 項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(安全 規則第10条第1項)、(7)初任運転者に対する指導 監督義務違反(安全規則第10条第2項)、(8)初任 運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則 第10条第2項)	10	10
20200618	有限会社たんぼぼ運送 (法人番号 7420002014791) 代表者 稲葉晃	青森県弘前市大字 福田1丁目3番地7	本社営業所	青森県弘前市大字福田 1丁目3番地7	輸送施設の使用停 止(120日車)及び文 書警告	貨物自動車運送事 業法(以下「法」)第8 条第1項、法第17条 第1項及び法第17 条第4項	令和元年5月10日、監査方針を端緒として監査を実 施した結果、5件の違反が認められた。(1)営業所の 位置(運輸局長が指定する区域に限る。)の違反 (貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第2 号)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動 車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条 第4項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条 第1項、第2項、第3項)、(4)点呼の記録[不実記載] 義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)運転者に対 する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	12	12
20200618	株式会社エフジー物流 (法人番号 8380001004698) 代表者 降矢敏朗	福島県郡山市田村 町金屋字孫右工門 平26番地の1	本社営業所	福島県郡山市田村町金 屋字孫右工門平26番地 の1	輸送施設の使用停 止(130日車)	貨物自動車運送事 業法第17条第4項	令和元年7月25日及び8月8日、監査方針を端緒とし て監査を実施した結果、3件の違反が認められた。 (1)乗務等の記録事項[不実記載]義務違反(貨物 自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」) 第8条)、(2)運行記録計による記録[不実記録]義務 違反(安全規則第9条)、(3)運転者に対する指導監 督義務違反(安全規則第10条第1項)	21	13

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。